

2027年度 春出発 Business Studies Abroad IV 1.5年 【中国・对外経済貿易大学1.5年プログラム】 募集要項

<https://ritsumeiba-gblp.jp/>



INDEX

1	Business Studies Abroad IV(对外経済貿易大学1.5年) 募集の流れ……………	P. 1
2	Business Studies Abroad IVとは？……………	P. 1
3	応募資格について……………	P. 2
4	留学予定先について……………	P. 2
5	学籍と受講登録について……………	P. 3
6	留学決定後の事前ガイダンスについて……………	P. 3
7	応募書類について……………	P. 3
8	選考方法について……………	P. 4
9	留学に関わる費用・奨学金について……………	P. 4
10	単位認定と成績評価について……………	P. 5
11	注意点……………	P. 5
12	個人情報について……………	P. 5
13	派遣先大学紹介……………	P. 6
14	立命館大学経営学部 BSAプログラムに参加するにあたっての遵守事項……………	P. 7
15	立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSAプログラムなど）に関する承諾書……………	P. 9

※不測の事態により、募集要項通りにプログラムを実施することが困難であると判断した場合には、内容の変更を行うことがあります。
その判断は派遣先大学と調整の上、本学経営学部が行います。そちらを承諾の上、プログラムの申請をご検討ください。

1 Business Studies Abroad IV 1.5年募集の流れ

応募・選考等のスケジュールについて(選考年度:2026年度)

項目	日程	方法	備考
※応募を考えている方は 必ず応募の前に経営学部事務室国際担当に相談の上、応募ください。  BSAのHP <https://ritsumeiba-gblp.jp> <経営学部事務室 国際担当 @AC事務室内> 平日10:00～16:00 (11:30～12:30、土日祝を除く) ☎072-665-2090 ✉ba-koku@st.ritsume.ac.jp Student Portal>学部生のページ>学部独自プログラム>D-1_【BSA】経営学部独自留学プログラム  ★先輩の留学体験談動画をStudent Portalで公開しています！応募の際の参考にしてください！ →			
応募書類提出期間	2026年9月17日(木)～10月1日(木) ※最終日16時00分締切	https://forms.cloud.microsoft/r/WKGaD01Aak 	・右のQRコードを読み取って、応募期間内でオンライン申請してください。 ・応募書類に不備のあった場合、不備修正を含め応募締切までに行う必要があることに留意してください。 ・一度応募を受け付けた後は、辞退は認めませんので、よく考えてから応募してください。
派遣許可者決定(合否結果発表)	2026年10月14日(水)	Student Portal	合否結果は、Student Portal > お知らせ > 「留学」に掲載されます
第1回派遣者ガイダンス	2026年10月下旬開催予定	対面	・詳細は後日、派遣許可者に別途学内メールにて連絡します

※募集ガイダンスの実施はありませんが、先輩の体験談は公式 HP や Student portal で公開中です。

2 Business Studies Abroad IVとは？

2-1. プログラムの意義と特徴

BSAⅡ及びⅣは、経営学部で学んでいる皆さんに、自らの専攻する学問に対し、国内だけでなくグローバルな社会の要請や意義を確かめ学んでいただく、経営学部独自の留学プログラムです。留学先大学で修得した外国語や専門科目は、経営学部の単位として認定されます。そのため、留学前の本学での学修と留学先での学修を積み上げていけば、留学したことで卒業が遅れることはありません。またこのプログラムの基本は交換留学であり、学費は本学と留学先大学との間で相殺になるため(派遣型留学を除く)、留学先に学費を支払う必要はありません。「立命館大学海外留学チャレンジ奨学金」に基づき、留学期間に応じて奨学金も支給されます。

* 経営学部では、長期留学予定学生が留学派遣先大学でより充実した学習ができるよう、留学前もしくは留学後の教育として、英語による「プロジェクト研究(GBLプログラム型)」を開講しています。GBLとはGlobal Business Leadershipの略称で、「プロジェクト研究(GBLプログラム型)」とはグローバルな視点に立って世界を舞台に活躍するビジネス・リーダーの育成を目標に設計されている科目です。BSAプログラム、および全学留学プログラムにて海外に留学に行く学生はぜひ受講してください。

3 応募資格について

プログラムの応募資格は次の1)～6)の通りです。

- 1) 応募時に経営学部1・2回生であること。 ※大学院生は対象外です。
- 2) 累計もしくは直近セメスターのGPAが2.75以上であること。
- 3) 語学基準は下記のうちいずれかを満たすこと。
中国語基準：派遣までにHSK4級(180点以上)を取得していることが望ましい
英語基準：応募時にTOEFL iBT®テスト72点以上、新バンドスコア4以上、またはIELTS 5.5以上
(孔子学院 中国語講座、CLA(言語習得センター)の受講料補助制度および英語検定試験受験料補助制度については、Student Portal、ホームページ等で確認のこと。)
- 4) 本プログラムの主旨・目的を理解し、真摯に留学前、留学後に行われるガイダンスやオリエンテーション、現地での学修の全てに参加可能であること。
- 5) 留学先のプログラムについて、多大な関心と意欲を持っていること。
- 6) 留学直前のセメスターに立命館大学に在学していること。

4 留学予定先について

国・地域名	派遣先大学	実施期間	派遣人数	GPA	語学基準(※1)
中国 北京市	对外経済貿易大学	【春出発】 2027年2月下旬 ～2028年7月頃	1名程度	2.75以上	【中国語基準での応募】 派遣までにHSK4級(180点以上)を取得していることが望ましい 【英語基準での応募】 TOEFL iBT®テスト72点以上、 新バンドスコア4以上 またはIELTS 5.5以上

(※1) 中国・对外経済貿易大学に申請される場合は、中国語基準・英語基準のいずれかの要件を満たしていれば、申請可能となります。

ただし中国籍の正規留学生で母国語を中国語とする方は中国語基準での応募申請はできません。

■留学先での科目履修について

①基礎中国語・ビジネス中国語

②英語(中国語)開講の専門科目※

※中国語開講の専門科目を受講するためには、受講登録までにHSK5級(180点以上)レベルの語学力が必要です。

(開講状況によって受講できない可能性がありますので、中国語開講専門科目の受講を希望する場合は事前に相談してください。)

英語開講の専門科目を受講するためには受講登録までにIELTS6.0レベルの語学力が必要です。

③企業実習科目(インターンシップ)受講可能(X1ビザ限定、別途審査があります)。但し、インターン先は基本的に自身で探していただきます。



BSAプログラムと全学募集プログラム(国際教育センター主管の留学プログラム)を併願することはできますか。

すでに同じ期間に実施される留学プログラムの選考に応募・合格している方は、同期間のプログラム(全学募集プログラム・BSAプログラムの別を問わず)に応募できません。同じ期間に実施されるプログラムへの応募を希望する場合は、応募・合格しているプログラムの辞退を申し出た後で、応募してください。



memo

5 学籍と受講登録について

5-1. 学籍

BSA IV 1.5年にて留学する際に、立命館大学での学籍が「在学」から「留学」に変更になる期間は下記の通りです。

プログラム名	派遣先大学名	派遣期間	期間
BSA IV (1.5年)	対外経済貿易大学	3セメスター	2027年度春学期 2027年度秋学期 2028年度春学期

5-2. 帰国後受講予定の立命館大学開講科目 受講登録について

【受講登録については以下の手順で行います】

- ・留学適用期間最終学期の授業開始日までに「帰国」の申請がされた場合は、通常授業の受講が可能となります。
- ・時間割および履修・登録の手引きは、Student Portalに掲載されるので各自確認してください。
- ・登録方法、期間、時間は全て日本で登録する学生と同じ条件であり、かつ日本時間で管理されます。

5-3. 専門演習（ゼミ）の特別履修について

正規留学プログラムに参加する場合、留学期間中の「専門演習Ⅰ～Ⅲ」の受講は免除されますが免除の対象となるセメスターがある場合には、事前に必ず担当教員に報告・相談をしてください。

留学帰国後は、原則として留学前と同じクラスに所属し、受講を継続する必要があります。

なお、留学期間中の専門演習の受講が免除される場合でも、卒業論文の到達目標は変更されないため、留学中においても卒業論文作成の準備を進める必要があります。

渡航前・留学中に適宜、専門演習担当教員に相談するようにしてください。

※2022年度以降入学生で2学期間以上正規留学する場合は、留学帰国後に担当教員と面談し、卒業論文の執筆について相談してください。面談の中で卒業論文の執筆が難しいと判断される場合は専門演習の履修を継続せずビジネスレポートを履修することも可能です。

手続き

留学帰国後、履修を希望する専門演習開講セメスターの受講登録期間終了までに、『留学に伴う「専門演習特別履修」申請書』（派遣予定者内定後ガイダンスで別途案内）を記入のうえ、OIC学ビステーションまで提出してください。Student Portalに詳細が載っていますので各自確認してください。

※「正規留学」とは、立命館大学経営学部が提供する留学プログラム（BSA）及び立命館大学が提供する留学プログラムを指します。休学して私費留学をする場合は、受講免除の対象とはなりません。

6 留学決定後の事前ガイダンスについて

留学前に2～3回程度ガイダンスを行います。派遣には、このガイダンスへの出席が必須です。ガイダンスに出席できない見込みがある場合は、BSA IV (1.5年) に応募出来ません。

許可を得ずにガイダンスを1回でも欠席すると、派遣先大学での留学参加を取りやめる場合がありますので、注意してください。また、保健センターガイダンスと危機管理ガイダンスにも必ず参加してください。

※原則、授業以外での欠席理由については一切許可しません。予めご了承ください。

7 応募書類について

一度応募を受け付けた後は、辞退は認めません。

よく考えてから、またご家族と相談してから応募してください。



【応募方法】:<https://forms.cloud.microsoft/r/WKGaD01Aak>

※受付時間を厳守してください。提出締切日以降は一切受け付けません。

※最終日ではなく、事前に十分余裕を持って書類を準備してください（不備がある場合は受理できません。）

8 選考方法について

選考は、申込レポート・成績・派遣先大学が求める語学基準を満たしているかを重視して、担当教員が書類審査を行い、経営学部教授会での審議を経て決定されます。

9 留学に関わる費用・奨学金について

交換留学の場合には、学費は本学と留学先大学との間で相殺になるため、留学先に学費を支払う必要はありません。

9-1. 主な費用

- ・包括海外旅行保険費用（※派遣者全員、大学が指定する保険に加入）及び、危機管理支援サービス加入費用
- ・ビザ取得の為にかかる費用
- ・渡航費（航空券）
- ・現地出入国税、空港税、航空保険料
- ・寮申請費および寮費
- ・現地での交通費
- ・教材費等
- ・クリーニング代、電話代、お土産代、娯楽費などの雑費
- ・医療費（特に現地での歯の治療にかかる費用は日本の数十倍かかる場合があります）

【注意点】

- ・寮費、教材費等は派遣先大学で徴収されます。
- ・派遣先大学の事情により、学生寮に必ずしも入れるとは限りません。その場合は、速やかに経営学部事務室までご相談下さい。
- ・費用は、物価の上昇、為替相場によって変動しますのであくまでも参考としてください。

参加費用の過年度実績については、「2026年度 BSAの手引き」P.21を参照してください。
(※<https://ritsumei-ba-gblp.jp/download/#guide>)

9-2. 奨学金

※奨学金によっては併給できないものがあります。事前に経営学部事務室またはOIC国際教育センターに確認を行ってください。

1) 立命館大学海外留学チャレンジ奨学金

原則として派遣者全員に「立命館大学海外留学チャレンジ奨学金」が支給されます。なお、奨学金は派遣中に学生本人名義の口座に支給されます。

本プログラムにおいては、派遣の初年度に20万円が給付され、1年経過後の審査を経て残りの15万円が給付されます。

プログラム名	派遣先大学名	派遣期間	奨学金金額
BSA IV (1.5年)	対外経済貿易大学	3セメスター	35万円 (ただし1年経過後に別途審査あり。)

※奨学金の金額は今後変更となる場合があります。

2) 立命館大学海外留学サポート奨学金

経済上の事由により、プログラムへの参加または参加継続が困難であることが見込まれる者に対し、参加費用の一部を補助することによって、参加の支援を行うことを目的とする制度です。

海外留学サポート奨学金には、「予約採用型」「家計急変型」の2つのタイプがあり、いずれも要項に定められた家計基準を満たす場合に、奨学金選考の対象となります。

給付額や申請・選考方法などの詳細は、以下を確認してください。

<http://www.ritsumei.ac.jp/studyabroad/planning/scholarship/>



海外留学サポート奨学金の募集要項はこちらから確認できます→



3) JASSO(独立行政法人日本学生支援機構)海外留学支援制度

立命館大学から支給される奨学金とは別に、JASSO(独立行政法人日本学生支援機構)が所管する奨学金に採択された派遣国がある場合は、別途受給要件を告知した上で選考を行います。

4) 立命館大学経営学部三島俊介奨学金は、本学経営学部OB三島俊介様からのご寄付をもとに、国際的なステージで活躍する人材を育成することを目的として2025年度より新設された奨学金です。本奨学金はBSA II・IVの参加者を対象とし、申請手続きを行った場合、一人あたり20万円支給されます。詳細は、派遣決定後対象者にお知らせします。

10 単位認定と成績評価

単位認定について(※学修要覧(全学部共通編)P.27より抜粋)

<規程:学則第37条、第39条、第40条、第41条>

- ① 海外留学や単位互換制度等他大学で修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における卒業に必要な単位として学部の教授会で審議のうえ学部長が認めることがあります。なお、60単位の上限は、個々の制度・プログラム毎ではなく、他大学等で修得した単位全体の上限となりますので、注意してください。
- ② 入学前に修得した単位を認定された場合(本学の科目等履修生として入学前に単位を修得した場合、社会人方式または社会人方式<AO方式>)は、①と合わせて60単位(うち入学前単位認定の上限は30単位)が上限となります。
- ③ 留学先で修得した単位の認定にあたっては、帰国後速やかにCampus Webにて「帰国」の申請をしたのち、Formsより「単位認定申請フォーム」を提出する必要があります。手続きを経て単位認定が決定した場合、留学終了日を含む学期の科目の成績として認定されます。

※認定された単位の成績評価には「T」が記載されます。

※単位認定に関わる申請書類および派遣先大学の成績証明書、受講した科目の内容及び授業時間数が確認できる書類とその和訳、派遣先大学の学年暦を各自準備し、提出する必要があります。

留学前より履修科目や単位認定について窓口で相談の上、留学中と帰国後の学修計画を立てておく必要があります。

■過年度派遣学生の単位認定実績(参考)

派遣先大学	BSA IV 1.5年
対外経済貿易大学	40～50単位

※単位認定数や単位認定分野・科目については、派遣先や各自の履修状況により異なりますので、ご注意ください。

11 注意点

- 1) 派遣先大学への応募書類の準備、ビザの申請、航空券の手配などは全て各自で手続きする必要があります。経営学部事務室では対応していません。
- 2) 現地での留学・実習期間が定期試験の追試や成績確認制度の日程と重なる場合は、それらを受けることはできません。また、それに対する特別措置はありません。
- 3) 経営学部での選考において派遣内定者として決定したのち、派遣先大学にノミネーションを行います。受入の可否について最終決定権は派遣先大学にありますので注意してください。また、派遣先大学によっては応募時に別途インタビューなどが課せられる場合があります。
- 4) 留学先での履修については、派遣先大学での規定に則ります。言語能力や履修規定によって履修科目が制限されることがあります。また、正規科目以外の語学科目(ESL等)や、履修する科目があらかじめ指定される場合もあります。
- 5) 本学及び派遣先が定める期間内に出入国するようにして下さい。
- 6) 日本学生支援機構奨学金受給者の方は、派遣決定後速やかに学生オフィスに報告を行い、必要な手続きを取ってください。
- 7) 3年生・4年生時に留学に行く場合、就職活動など個人的事由による帰国は一切認められませんので、事前に必ずキャリアオフィスや経営学部事務室に相談してください。
- 8) 寮を含め、滞在先の手配は各自で行います。経営学部事務室と派遣先大学は可能な範囲でサポートしますが、滞在先の保証はできません。

12 個人情報について

応募書類に記入する個人情報は、本学からの連絡に使用するほか、今後のプログラム内容の改善を図るための学内統計資料として、個人を特定することのできない形に加工した統計処理用のデータとして使用場合があります。

また、本学が留学の参加者に代わって派遣先大学、旅行会社、保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社、海外用携帯電話レンタルサービスを提供する会社、航空会社、関係省庁および在外公館等に、必要な情報についてのみ提供します。

対外経済貿易大学



過年度派遣学生体験記 (2023年度夏期 BSAIV)

実際に中国へ行き、気づいた偏見と事実の乖離

中国に対する印象は、皆さんばらばらだと思います。その印象は多くの場合、偏見であるということを知ってほしいです。例えば、安全面についてです。中国留学に行きたいと周囲の人に伝えた際に、初めに心配されることは安全かどうかです。実際、私は渡航前、コロナ禍後ということもあり、中国留学の情報が全くなく、見つける情報もすべて古いものでした。そのため、渡航前に安全かどうか知る術はなく、私でさえ安全について不安を抱えたまま、中国に向かいました。そして、一年間北京で生活をしてわかったことは、日本と同じように安全で安心して暮らせるということです。事件や事故は日本と同様に、北京でも発生します。しかし、その数は少ないです。特に北京は街のいたるところに防犯カメラがあり、地下鉄では毎回、手荷物検査があります。さらに大学は自由に立ち入ることはできず、警備員の方がいる門を通らなければならないという厳重な警備があります。そのため、北京で生活する上では安全面について心配することはないと思います。また、日本での報道や渡航前の情報から、中国での日本人の生活はとても大変な印象がありました。しかし、北京では中国人の方が日本人に対して差別的な行動をしてくることはほとんどなく、むしろ好感をもって迎え入れてくれました。大学内では日本人と交流したいという中国人の学生がたくさんいて、何度も話しかけられることがありました。このように、渡航前に私が持っていた偏見は、実際に生活してみて、事実とは違ったことがたくさんありました。中国の人口は日本の人口の約10倍、中国の面積は日本の国土の約25倍。このような条件の中では、あなたが普段目にするニュースはごく一部にしか過ぎないのです。中国に行って、実際に感じる印象は人によって、全く違うと思います。実際に自分の目で確かめないまま、偏見のままで自分の意見とすることは残念なことだと感じます。そのため、少しでも中国に興味のある方は、実際に留学に行ってみてほしいと思います。

対外経済貿易大学で多言語話者に

中国への留学は中国語しか勉強できないと思っていませんか。それは大きな間違いです。私の中国語は渡航時、日常会話が全くできないほどのレベルでした。さらに英語に関しても、中国語よりは自信があるが、かといって、日常会話はできないという留学生として最低レベルでした。しかし、寮の手続きや入学手続き、友達作りなど、多くの場面で会話を必要としました。その際、私は自分の知っている限りの英語と中国語を駆使して何とか乗り越えました。例えば、中国語も英語も話せる留学生に助けを求めたり、英語の話せる中国人の方と交流したりしました。そして授業では、中国語で中国語を勉強しながら、英語で専門的な授業を受けていました。さらに友人との会話は中国語で話したり、寮ではルームメイトと英語で会話をしていたりと、日常的に二か国語を使う生活が続きました。そのため、どちらの言語も徐々に上達していき、いつの間にか日本語も含めた三か国語話者になりました。これは中国留学の最大の魅力だと思います。そして、韓国語やスペイン語を話す人がとても多いのも特徴で、中国語や英語以外の他の言語を学びたい人にとっても、魅力的です。

対外経済貿易大学での国際色豊かな生活

対外経済貿易大学は世界中の国から多種多様な人が留学生として生活しています。世界の6つの州のすべてから学生が来ていることはもちろん、日本に住んでいると関わることの少ない国の学生も留学に来ていました。私はこんなにもたくさんの国の方と交流できる環境があるなんて想像していませんでした。例えば、中国語のクラスでは学生全員の出身地が異なり、クラス全体の国籍数が10か国以上になることもあります。私はある一日は中国人の友達とご飯を食べたり運動をし、また次の日は韓国人の友達と遊び、週末にはヨーロッパや南アメリカの方々と遊びに行ったりなど、毎週たくさんの国の友人と遊んでいました。そのため今では南アメリカのすべての国に友達がいますし、世界中のどこ大陸、どこ地域にも友人がいるという状況です。よって、世界中の人々とかわりを持ってみたいと考える方には、とてもおすすめできる大学だと思います。

これからの人生に大きな影響を与えた留学

対外経済貿易大学への留学は、私のこれまでの経験の中で一番自分の考え方に影響を与えました。留学中の出会いで、さまざまな人の考え方や文化を吸収し、国際的な視点で物事を見ることができるようになったと思います。また、中国への留学は自分の考え方や生き方に対して、改めて考えさせられる機会だと思います。コロナ禍後で情報があまりない中、中国への留学に対して不安はとても大きいと思います。それでも、少しでも興味のある方は挑戦する勇氣を持ってほしいと思います。私は挑戦した先に中国での充実した、楽しい生活が待っていました。自分の価値観やこれからの人生に、たくさん良い影響を与えてくれた中国留学に、私はとても感謝しています。

※先輩体験記より抜粋

週間スケジュール例

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	週末
午前	中国語	中国語	中国語	中国語	中国語	自習、外出
午後	自習、外出	自習、外出	Introduction of Chinese Economy and Society	Introduction of Chinese Economy and Society	自習、外出	自習、外出
夜	ジム	バドミントン	ジム	ジム	食事会、パーティー等	バドミントン

※上記内容は、派遣先大学の開講年度により変更となる場合があります。

※派遣学生の語学レベルによっては、英語開講または中国語開講の専門科目を履修することが出来ます。

【立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSAプログラムなど）に参加するにあたっての遵守事項】

1. 基本姿勢

立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSAプログラムなど。以下「プログラム」という。）に参加する学生は、次の点を遵守しなければならない。

- (1) プログラムの目的と主旨を理解し、積極的にまじめな態度で勉学に励まなければならない。
- (2) 立命館大学（以下「本学」という。）の学生として自覚と誇りを持って、本学および派遣先大学・機関（以下「派遣先」という。）の名誉を傷つける行動は慎まなければならない。
- (3) プログラム期間中は、日本の法令および本学の諸規則の他、派遣先の国・地域・自治体の法令および諸規則を遵守し、本学および派遣先の教職員の指示に従わなければならない。

2. 健康管理等

- (1) 健康管理は、自らの責任でおこない、服用の必要な医薬品や主治医の紹介状等を現地に持参すること。
- (2) 医師がプログラムへの参加が困難であると判断し、その見解に基づき、立命館大学または経営学部・経営学研究科がプログラムの参加または継続を認めない場合、これに従うこと。この際、日本国外に滞在している場合は速やかに帰国すること。
- (3) 前号によって参加または継続を中止した後、健康状態等が回復したとしても、教学上の理由等から、本学の判断によりプログラム復帰を認められない場合があることを理解すること。
- (4) 本学が指定する海外旅行保険および危機管理支援サービス（以下「海外旅行保険等」と総称する。）に、留学に係る出発から帰国までの期間加入すること。また、派遣先大学から別途で海外旅行保険等に参加することを指定される場合は、本学および派遣先大学が指定するそれぞれの海外旅行保険等に参加すること。
- (5) 既往症、現在疾患、服薬の状況等について所定の方法で事前に本学に申告すること。また、申告内容に変更があった場合は、速やかに再度申告すること。
- (6) 傷病等により入院加療の医療措置が必要となった場合は、すみやかに本学および派遣先に報告するとともに教職員の指示に従うこと。ただし、これらの措置に必要な費用の内、海外旅行保険等で補填できない場合は学生本人または父母等の負担において対応すること。
- (7) プログラム期間中、傷病等により、父母等による救援などが必要と本学が判断した場合、父母等に対し、本学の指示に従って行動するよう、予め了承を得ること。ただし、これらの措置に必要な費用の内、海外旅行保険等で補填できない場合は学生本人または父母等の負担において対応すること。
- (8) 既往症および、現在疾患等がある状態でプログラムに参加し症状が悪化したとしても、本学および派遣先に対して、何等かの金銭的要求をせず、またはその責任を問わず、関連して必要な費用の内、海外旅行保険等で補填できない場合は学生本人または父母等の負担において対応すること。
- (9) 緊急に医療手当または手術の必要が生じた場合、学生本人および父母等の個別同意がなくとも、立命館大学または派遣先大学の担当者の判断によって処置されることがあることに同意すること。
- (10) 本学による定期健康診断もしくは本学の指定する健康診断を、出発日から遡って1年以内に受診すること。
- (11) 派遣先大学または派遣先大学が所在する国・地域・自治体が指定する予防接種を、指定の期日までに受けること。

3. 経費および補償等

- (1) プログラムに要する費用（申込金・研修料・宿泊費・航空運賃・保険料等）は、指定の期日までに納入すること。
指定の期日までにプログラムに要する費用の納入がない場合、プログラム参加を辞退するものとみなす場合があること。
- (2) プログラムの合格後は、本学が正当と認める理由以外ではプログラム参加の辞退はできないことを十分に理解した上で申込手続を行うこと。
- (3) プログラムの派遣候補者として選ばれることは、派遣先大学での受入を保証するものではないこと。また、派遣先大学の事情によっては、受入が許可されない場合もあること。
- (4) 辞退期限として指定している期日以降に、本人の傷病、処分等の理由によってプログラムへ参加または継続が出来なくなった場合、または辞退した場合や、本学によりプログラム参加を取り消された場合、またはプログラムの開始前後にかかわらず本学の責に帰さない事由によりやむを得ずプログラムを中止する場合には、納入されたプログラムに要する費用、当該プログラムに関わる派遣先大学・業者が定めるキャンセル料・追加料金について、学生本人または父母等が負担すること。また、当該支払に際して外貨から日本円への交換手数料が発生する場合は学生本人または父母等が負担すること。
- (5) パスポートやビザの取得手続きに関する遅延および申請却下や天災・災害・ストライキ・伝染病・政治情勢の変化・戦争・テロ、その他不可抗力に起因する事態によって、プログラムの中止、中断及び内容の変更があった場合、本学及び派遣先に損害賠償を要求せず、前号と同様の費用を負担すること。
- (6) 本人の不注意または、本学及び派遣先が管理できない状況下で、事故、病気または死亡事故が発生した場合、本学及び派遣先に対して何等かの金銭的要求をせず、またはその責任を問わないこと。
- (7) 本人の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等、本学及び派遣先が管理できない状況下で発生した場合、本人の責任で対応しなければならないこと。
- (8) 法令または公序良俗に反する学生本人の行為により生じた損害については、必要に応じ、賠償の責を負わなければならないこと。
- (9) 本人の故意または重大な過失により、プログラムに重大な損害を与えた場合は、必要に応じ、賠償の責を負わなければならないこと。
- (10) プログラム参加に伴う渡航期間・受講期間が、本学における講義・補講、定期試験、追試験等と重なった場合、特別な配慮は行われないこと。

4. 個人情報取扱いに関する同意

- (1) 立命館大学経営学部事務室に届け出た個人情報について、立命館大学経営学部事務室が、旅行会社、保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社、海外用携帯電話レンタルサービスを提供する会社、航空会社、関係省庁および在外公館に提供・共有し、プログラム運営のために利用すること。
- (2) 立命館大学経営学部事務室が、プログラム運営のために、派遣先大学等から成績情報、生活情報等の個人情報の提供を受けることや派遣先大学に成績情報・生活情報等の個人情報を提供することに同意すること。

5. 書類の提出

(1) 誓約書の提出

「立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSA プログラムなど）に参加するにあたっての遵守事項」を理解し、厳守するために、本人および父母等連名による誓約書を提出すること。

(2) 報告書等の提出

本学に対して、所定の報告書等を所定の期日までに提出すること。

(3) その他所定の書類の提出

本学から別途指示があった場合は、その書類についても確認し、指示に従って所定の期日までに提出すること。

「立命館大学および本学と提携する関連機関にて代理で航空券を手配するプログラム（BSA I・I Plus・III など）に参加するにあたっての遵守事項」

1. 入国・帰国

- (1) プログラム参加に際しては、所定の航空便等を利用して入国し、個人での入国を行わないこと。
- (2) 派遣先でのプログラム修了後は、所定の航空便等を使用して帰国し、個人での帰国を行わないこと。
- (3) 本学の許可なく、日本または母国への一時帰国および再入国を行わないこと。
- (4) 学業面またはその他の理由から留学プログラムへ参加の継続が困難と本学が判断し、帰国を命じた場合には、当該措置に従うこと。

2. 自由時間における行動および規律事項

- (1) 派遣先の寮規程または入居したホームステイ先の規則に従い、生活すること。
- (2) 自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
- (3) バンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバーダイビング等、危険な行為を行わないこと。
- (4) プログラム期間中に旅行または外泊をする場合は、指定の期日までに所定の届出を本学に行うこと。本学または派遣先大学から計画の変更や中止の指示があった場合は、それに従うこと。
- (5) 麻薬、向精神薬等日本の法律または派遣先大学が所在する国・地域・自治体の法律により違法とされる薬物、危険ドラッグ、銃等の所持、使用、購入および日本への持ち込みはしないこと。
- (6) 派遣先大学の授業の録音や録画、写真撮影などは、授業担当者の許可を得ること。
- (7) 派遣先国・地域・自治体で危機が発生し本学が帰国を命じた場合は、命令および指示に従い安全を確保したうえで速やかに帰国すること。

「各自で航空券を手配するプログラム（BSA II・IV など）に参加するにあたっての遵守事項」

1. 入国・帰国

- (1) 本学および派遣先が定める期間内に出国・帰国すること。
- (2) 本学への届出なしに日本への一時帰国および再入国を行わないこと。

2. 自由時間における行動および規律事項

- (1) 派遣先大学の指示に従い各自で手配した居住施設に入居し、入居先は事前に本学に届け出ること。
- (2) 派遣先の寮規程および入居した居住施設の規則に従い、生活すること。
- (3) 自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
- (4) バンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバーダイビング等、危険な行為を行わないこと。
- (5) 派遣先の休暇期間中を含むプログラム期間中に、旅行・外泊・一時帰国をする場合は、必要に応じて派遣先にもその旨報告のうえ、指定の期日までに所定の届出を本学に行うこと。
- (6) 前号の旅行・外泊・一時帰国の内容について、本学または派遣先大学から計画の変更や中止の指示があった場合、当該指示に従うこと。
- (7) 麻薬、向精神薬等日本の法律または派遣先大学が所在する国・地域・自治体の法律により違法とされる薬物、危険ドラッグ、銃等の所持、使用、購入および日本への持ち込みはしないこと。
- (8) 派遣先大学の授業の録音や録画、写真撮影などは、授業担当者の許可を得ること。
- (9) 派遣先国および地域で危機が発生し本学が帰国を命じた場合は、命令および指示に従い安全を確保したうえで速やかに帰国すること。

「オンライン留学プログラムに参加するにあたっての遵守事項」

1. 学習準備

- (1) オンライン留学等のプログラム参加にあたり、受講のための環境（パソコンやタブレット等受信機器や通信環境等）整備や受講に必要な通信費用は、学生本人が負担すること。

2. 規律事項

オンライン授業の受講にあたり、以下の行為は、情報倫理に反する行為として固く禁止する。

- ① オンライン授業のために配布されたオンライン会議システムの情報（URL、ミーティング ID、パスワード）を、授業と関係のない第三者と共有すること。
- ② ライブ形式で実施されるオンライン授業の様子を派遣先大学の担当教員や出席者の許可なく写真に撮り SNS などでも共有し、拡散すること。また、担当教員の許可なく、授業の内容を録音・録画し、それを公開すること。
- ③ オンライン授業で配布された資料等を、派遣先大学の担当教員の許可なく再配布すること。
- ④ 授業での活用を目的としてインターネット上（Youtube 等）で限定公開されている動画資料について、その URL を授業と関係のない第三者と共有すること。

立命館大学長 様

私は、立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSA プログラムなど。現地への渡航を伴わないオンラインのものも含む。以下「プログラム」という。）に参加するにあたり、立命館大学の代表学生として海外に派遣されることを自覚したうえで、プログラムの募集要項に記載の事項および次の各事項を承諾し、誠実に履行します。なお、承諾内容に反した場合、立命館大学の代表学生として相応しくない行動を取った場合は、プログラムへの参加取消または帰国措置を命じられても、異議を申し立てません。

1. プログラム参加手続の履行

- (1) プログラム申込金および実習費ならびにその他諸経費がかかる場合は、指定の期日までに納入すること。指定の期日までにプログラム申込金、実習費等の納入がない場合、プログラム参加を辞退するものとみなす場合があること。
- (2) プログラムの合格後は、立命館大学が正当と認める理由以外ではプログラム参加の辞退はできないことを十分に理解した上で申込手続を行うこと。
- (3) 立命館大学または経営学部・経営学研究科が辞退期限として指定している期日以降にプログラム参加を辞退する場合、立命館大学によりプログラム参加を取り消された場合、またはプログラムの開始前後にかかわらず立命館大学の責に帰さない事由によりやむを得ずプログラムを中止する場合には、立命館大学に納付したプログラム申込金、当該プログラムへの参加にあたり負担した費用、辞退・参加取消・中止により発生する費用、当該プログラムに関わる派遣先大学・業者が定めるキャンセル料・追加料金について、学生本人または父母等が負担すること。また、当該支払に際して外貨から日本円への交換手数料が発生する場合は学生本人または父母等が負担すること。
- (4) 立命館大学が指定する海外旅行保険および危機管理支援サービス（以下「海外旅行保険等」と総称する。）に、留学に係る出発から帰国までの期間加入すること。また、派遣先大学から別途で海外旅行保険等に参加することを指定された場合は、立命館大学および派遣先大学が指定するそれぞれの海外旅行保険等に参加すること。
- (5) 立命館大学または経営学部・経営学研究科が指定する往復の航空便、指定旅行代理店、指定査証代行取得業者、指定宿舎がある場合は、それらを利用することとし、指定の期日までに手続を行うこと。指定の期日までにビザ、パスポート等の取得ができない場合、プログラム参加を辞退すること。
- (6) 立命館大学および経営学部・経営学研究科が指定するガイダンスに出席し、指定の期日までに必要な書類を提出すること。
- (7) 立命館大学の定期健康診断を受診すること。何らかの事情で受診できていなかった場合は、指定の期日までに、別途健康診断を受診すること。
- (8) 医師がプログラムへの参加が困難であると判断した場合、その見解にもとづき、立命館大学がプログラム参加を認めないことがあること。
- (9) 派遣先大学または派遣先大学が所在する国・地域・自治体が指定する予防接種を、指定の期日までに受けること。
- (10) 既往症、現在疾患、服薬の状況等について、指定の期日までに立命館大学に申告すること。また、申告内容に変更があった場合は、速やかに再度申告すること。

2. プログラムに関する諸条件

- (1) プログラム派遣候補者として選抜されることは、派遣先大学での受入を保証するものではないこと。また、派遣先大学の事情によっては、受入が許可されない場合もあること。
- (2) 本邦外務省による海外安全情報にもとづき、派遣先国・地域または都市に対して危険情報および感染症危険情報レベル2以上が発令された場合、立命館大学は派遣者の生命・身体の安全を最優先し、原則、派遣の中止を判断する。派遣中止が判断された時点ですでに留学を開始している者は、本邦外務省や在外公館の勧告・命令および立命館大学の指示に従い、安全を確保したうえで速やかに日本に帰国すること。また、危険情報または感染症危険情報レベル1以上が発令されている（例外としてプログラムが実施または継続する場合も含む。）、もしくは発令がされていない場合でも、派遣者の安全確保または学習の継続が保証できないと立命館大学が判断した場合は、派遣の中止および早期の帰国を命ずることがある。この場

合において、これらの事態により発生するキャンセル料や帰国手配等に係る費用負担について、海外旅行保険で補填できない場合は学生本人または父母等の負担において対応すること。

- (3) プログラム参加中、緊急に医療手当または手術の必要が生じた場合、学生本人および父母等の個別同意がなくとも、立命館大学または派遣先大学の担当者の判断によって処置されることがあること。
- (4) 医師による診断にもとづき、プログラムの継続が困難であると立命館大学が判断した場合、立命館大学の帰国措置の指示に速やかに従うこと。
- (5) プログラムが定める教育上の目的が達成できず、プログラム参加の継続が困難であると立命館大学が判断した場合、立命館大学の帰国ないし受講中止措置の指示に速やかに従うこと。
- (6) 帰国もしくは受講中止措置を受けたとき、または自己都合によりプログラムを中止したとき、これに伴って発生する帰国費用等は学生本人または父母等が負担すること。
- (7) プログラム参加にあたり立命館大学から奨学金の給付を受けていた場合、当該奨学金の規程にもとづき、プログラム参加を中止する等の理由により、奨学金の全部または一部の返還を求められることがあること。
- (8) プログラム参加に伴う渡航期間・受講期間が、立命館大学における講義・補講、定期試験、追試験等と重なった場合、特別な配慮は行われないこと。
- (9) ホームステイでは、1家庭に複数名の学生が滞在する場合があること。寮・ホテルでは、1部屋に複数名の学生が滞在することが基本となること。
- (10) プログラム参加にあたり、滞在先、航空券等の諸手続、手配等を自身で行わなければならないプログラムについては、事前に諸手続、手配等について十分確認し、必ず自身の責任において遅滞なく行うこと。

3. 個人情報取扱いに関する同意

- (1) 立命館大学経営学部事務室に届け出た個人情報について、立命館大学経営学部事務室が、派遣先大学、事務業務受託会社、旅行会社、査証代行取得会社、保険会社、保険代理店、危機管理支援サービスを提供する会社、海外用携帯電話レンタルサービスを提供する会社、航空会社、関係省庁および在外公館に提供し、プログラム運営や緊急時の対応のために利用することに同意すること。
- (2) 立命館大学経営学部事務室が、プログラム運営のために、派遣先大学等から成績情報、生活情報等の個人情報の提供を受けることや派遣先大学に成績情報・生活情報等の個人情報を提供することに同意すること。

4. プログラム参加の責任

- (1) プログラム参加中に発生したトラブルについては、基本的に学生本人の責任において対処すること。
- (2) オンライン留学等のプログラム参加にあたり、受講のための環境（パソコンやタブレット等受信機器や通信環境等）整備や受講に必要な通信費用は、学生本人が負担すること。
- (3) 学生本人が被った人的・物的損害または自己が派遣先大学もしくは第三者に与えた人的・物的損害が、次の①～⑨のいずれかにあたる場合、学生本人または父母等の責任において対処し、立命館大学に損害賠償その他のいかなる責任も追及しないこと。
 - ① 自然災害、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害
 - ② 立命館大学が管理しえない状況で起こった事件または事故により生じた損害
 - ③ 法令または公序良俗に反する学生本人の行為により生じた損害
 - ④ 学生本人の故意または過失により生じた損害
 - ⑤ プログラムの趣旨・目的から逸脱した学生本人の行為により生じた損害
 - ⑥ 学生本人の個人的問題から生じた損害
 - ⑦ 学生本人が行った滞在先、航空券等の諸手続、手配等により生じた損害
 - ⑧ 通信障害によるトラブル等により生じた損害
 - ⑨ 2（2）の派遣の中止により生じた損害

5. 規律事項

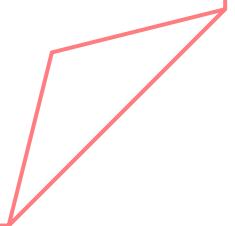
- (1) プログラムの目的と趣旨を理解し、学習および研究に専念すること。
- (2) プログラム期間中は、日本の法令および立命館大学の諸規則ならびに派遣先大学が所在する国・地域の法令および派遣先大学の諸規則を遵守すること。
- (3) 立命館大学および派遣先大学の教職員の指示に従うこと。
- (4) 麻薬、向精神薬等日本の法律または派遣先大学が所在する国・地域・自治体の法律により違法とされる薬物、危険ドラッグ、銃等の所持、使用、購入および日本への持ち込みはしないこと。
- (5) プログラム参加中に、自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
- (6) バンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバダイビング等危険な行為を行わないこと。
- (7) 健康管理は自らの責任で行い、常備薬や主治医の紹介状等を現地に持参すること。
- (8) プログラム参加中に、旅行または外泊する場合は、指定の期日までに所定の届出を立命館大学に行うこと。立命館大学または派遣先大学から計画の変更や中止の指示があった場合は、それに従うこと。
- (9) プログラム参加中は、立命館大学が指定する報告を遅滞なく行うこと。
- (10) プログラム終了後はすみやかに帰国すること。立命館大学の許可なく、個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。
- (11) 渡航期間が3か月未満の短期プログラム参加者については、立命館大学の許可なく、日本または母国への一時帰国・再入国を行わないこと。
- (12) 派遣先大学の寮規程もしくは入居した寮の規則またはホームステイ先の規則に従い、生活すること。
- (13) 派遣先大学の授業の録音や録画、写真撮影などは、授業担当者の許可を得ること。
- (14) 派遣先国および地域で危機が発生し立命館大学が帰国を命じた場合は、命令および指示に従い安全を確保したうえで速やかに帰国すること。
- (15) オンライン授業の受講にあたり、以下の行為は、情報倫理に反する行為として固く禁止する。
 - ① オンライン授業のために配布されたオンライン会議システムの情報（URL、ミーティング ID、パスワード）を、授業と関係のない第三者と共有すること。
 - ② ライブ形式で実施されるオンライン授業の様子を派遣先大学の担当教員や出席者の許可なく写真に撮り SNS などで共有し、拡散すること。また、担当教員の許可なく、授業の内容を録音・録画し、それを公開すること。
 - ③ オンライン授業で配布された資料等を、派遣先大学の担当教員の許可なく再配布すること。
 - ④ 授業での活用を目的としてインターネット上（Youtube 等）で限定公開されている動画資料について、その URL を授業と関係のない第三者と共有すること。

上記のすべての承諾事項を確認の上、遵守します。

学生本人記入欄	20 年 月 日
参加プログラム名：	(派遣先大学・機関：)
学部／研究科：	回生：
学生証番号：	
氏名（自署）：	派遣予定者に内定後、派遣ガイダンスで記入書式を配布します
父母等記入欄	20 年 月 日
父母等（自署）：	(父母等直筆のこ)
父母等緊急時連絡先：	〒
電話番号：	学生本人との続柄：



memo





〔 BSAプログラム問い合わせ先 〕

立命館大学 経営学部事務室 国際担当

平日9:00～17:00（11:30～12:30および祝日を除く）

TEL > 072-665-2090

MAIL > ba-koku@st.ritsumeai.ac.jp

BSA HP > <https://ritsumeai-ba-gblp.jp/>

